



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課(室)名
○長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則	会 計 課
◎ 告 示	
・一般競争入札の参加者の資格等	人 事 課
○長崎県福祉保健部子ども政策局関係補助金等交付要綱の一部改正	こども未来課
・道路の区域決定	道 路 維 持 課
・道路の区域変更(5件)	〃
・道路の供用開始	〃
○長崎県財務規則第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するものの一 部改正	会 計 課
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	人 事 課
・大規模小売店舗の変更事項届出	経 営 支 援 課
・都市計画の図書の縦覧	都 市 政 策 課
◎ 有明海自動車航送船組合告示	
・有明海自動車航送船組合議会令和4年第1回定例会の招集	有明海自動車航送船組合

規 則

長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年2月25日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第7号

長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県証紙条例施行規則(昭和41年長崎県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(証紙による収入の方法により徴収する歳入) 第2条 略 2 条例第2条ただし書の規則で定める場合とは、別表第1の1の項(県税に係るものに限る。)及び別表第2の2の項に掲げる手数料のうち、長崎振興局長及び県央振興局長が徴収する場合(県央振興局税務部島原出張所において徴収する場合を除く。)、 <u>別表第1の3の項に掲げる手数料のうち、長崎県総務文書課長が長崎県公文書コーナーにおい</u>	(証紙による収入の方法により徴収する歳入) 第2条 略 2 条例第2条ただし書の規則で定める場合とは、別表第1の1の項(県税に係るものに限る。)及び別表第2の2の項に掲げる手数料のうち、長崎振興局長及び県央振興局長が徴収する場合(県央振興局税務部島原出張所において徴収する場合を除く。)並びに別表第2の28の項に掲げる手数料のうち、長崎県警察関係手数料条例(平成12年長崎県

て徴収する場合並びに別表第2の28の項に掲げる手数料のうち、長崎県警察関係手数料条例（平成12年長崎県条例第31号）別表第10に掲げる手数料を徴収する場合をいう。

条例第31号）別表第10に掲げる手数料を徴収する場合をいう。

附 則

この規則は、令和4年3月27日から施行する。

告 示

長崎県告示第103号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和4年2月25日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

長崎県新規採用職員前期研修期間中における宿泊施設借上げ

2 競争入札参加者の資格要件

旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営み、かつ、同法第3条第1項の規定による旅館・ホテル営業の許可（旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第3条の規定により当該許可を受けて旅館・ホテル営業を営むとみなされる場合を含む。）を有し、長崎県庁行政棟（長崎市尾上町3番1号）から徒歩による距離が1.5キロメートル以内に所在する宿泊施設を営業する者

3 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 業務執行に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 申請書の提出期限の日から入札期日までの間において、指名停止又は指名除外の措置を国又は地方公共団体から受けている者又は受けるおそれがある者
- (6) 申請書の提出期限の日及び入札期日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当する者
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体に該当する者
- (10) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から2年を経過していない者
- (11) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の期間

この告示の日から令和4年3月9日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
 なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に持参し提出すること。

ア 誓約書（様式第2号）

イ 法人にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 個人にあつては次の(ア)及び(イ)

(ア) 本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 使用印鑑届（様式第3号）

オ 県税に関し未納がないことを証する証明書

カ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

キ 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

ク 提供する宿泊所の名称及び所在地、同宿泊所が所有する部屋のタイプ及び数等の概要がわかる資料

※ 提出書類は原本又はその写しとし、参加資格申請日より1月以内に発行されたものに限る。

※ 上記オ及びカについて、新型コロナウイルス感染症に伴い税の徴収猶予を受けている場合は、税の徴収猶予を受けていることがわかる書類に代えることができる。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書等の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部人事課

（電話）095-895-2153

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により申請者あて通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和4年3月31日までとする。

7 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、3の(1)、(2)又は(II)のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消す。

(2) 資格取消しの通知

競争入札参加者の資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第104号

長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第419号）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年2月25日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） こども未来課関係						別表（第2条関係） こども未来課関係					
区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	放課後児童健全育成	放課後等における子どもた	略			1	放課後児童健全育成	放課後等における子どもた	略		

事業費補助金	ちの安全で健やかな居場所づくりの推進を図る。	
--------	------------------------	--

事業費補助金	ちの安全で健やかな居場所づくりの推進を図る。			
	放課後児童クラブにおける新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る。	放課後児童クラブ職員等が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくための経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	10分の10	市町
	児童厚生施設（児童館）における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る。	児童厚生施設（児童館）職員等が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくための経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	10分の10	市町

2 略

3	長崎県保育対策総合支援事業費補助金	乳幼児の福祉の向上及び保育人材の確保を図る。	仕事と子育て等との両立を容易にし、子育ての負担を緩和するために行う次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1)～(5) 略 (6) 保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業） (7) 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）	(1)～(6) 略 (7) 4分の3以内	市町
---	-------------------	------------------------	---	-------------------------	----

2 略

3	長崎県保育対策総合支援事業費補助金	乳幼児の福祉の向上及び保育人材の確保を図る。	仕事と子育て等との両立を容易にし、子育ての負担を緩和するために行う次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1)～(5) 略 (6) 保育士修学資金貸付等事業	(1)～(6) 略	(1)から(5)まで市町(6) 長崎県社会福祉協議会
		児童福祉施設（児童館を除く。）に	児童福祉施設（児童館を除く。）において、感染症対策	10分の10	市町

4～20 略

こども家庭課関係

区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略					
5	長崎県福祉医療費補助金のうち心身障害者以外に関する部分	乳幼児、母子家庭の母及び子、父子家庭の父及び子の福祉の増進を図る。	補助対象者が実施する乳幼児、母子家庭の母及び子、父子家庭の父及び子への医療費の支給に要する経費	略	
6～20 略					

21及び22 略

23	社会的養護従事者処遇改善	社会的養護を担う施設及び事業所に	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準	10分の10以内	乳 児 院、児 童養護施設、
----	--------------	------------------	-----------------------------	----------	----------------

おける新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る。
の徹底を図り、事業を継続的に実施していくための環境整備に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。

4～20 略

こども家庭課関係

区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略					
5	長崎県福祉医療費補助金のうち心身障害者以外に関する部分	乳幼児、母子家庭の母及び子、父子家庭の父及び子の福祉の増進を図る。	補助対象者が実施する乳幼児、母子家庭の母及び子、父子家庭の父及び子、 <u>寡婦等</u> への医療費の支給に要する経費	略	
6～20 略					
21	児童養護施設等新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金	児童養護施設等における感染拡大を防止する観点から、マスク及び消毒液等の衛生用品並びに感染防止のための備品の購入等に対する支援を行う。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 衛生用品等購入事業 (2) 消毒事業	10分の10	児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立援助事業（自立援助ホーム）、小規模住居型養育事業（ファミリーホーム）の設置者又は里親
22及び23 略					

事業補助金	従事する者の処遇の改善のため、収入を月額9,000円引き上げるための措置を実施する。	は、知事が別に定める。 (1) 処遇改善部分補助事業 (2) 国家公務員給与改定対応部分補助事業	児童心理治療施設、児童自立支援事業を行う事業所（自立援助ホーム）及び小規模住居型児童養育事業を行う事業所（ファミリーホーム）
-------	--	--	--

こども未来課及びこども家庭課関係

区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略					
3	長崎県安心こども基金事業費補助金	保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要に対応するほか、すべての子ども及び家庭への支援並びにひとり親家庭等及び社会的養護等への支援の拡充を実施し、子どもを安心して育てることができるような体制の整備を図る。	保育所緊急整備事業その他長崎県安心こども基金事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	略	

こども未来課及びこども家庭課関係

区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略					
3	長崎県安心こども基金事業費補助金	保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要に対応するほか、すべての子ども及び家庭への支援並びにひとり親家庭等及び社会的養護等への支援の拡充を実施し、子どもを安心して育てることができるような体制の整備を図る。	保育所等緊急整備事業その他長崎県安心こども基金事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	略	

4	長崎県 地域子 ども・ 子育て 支援事 業費補 助金	子ども・ 子育て支 援法（平 成24年法 律 第65 号）に 基づき、 子ども・ 子育て支 援の着実 な 推 進 を図る。	次に掲げる事業 に要する経費。 ただし、補助対 象経費の基準 は、知事が別に 定める。 (1) 利用者支援 事業 (2) 一時預かり 事業 (3) 地域子育て 支援拠点事業 (4) 乳児家庭全 戸訪問事業 (5) 養育支援訪 問事業 (6) 子どもを守 る地域ネット ワーク機能強 化事業 (7) 子育て短期 支援事業 (8) 子育て援 助活動支援 事業（ファミ リー・サポー ト・センター 事業） (9) 延長保育事 業 (10) 病児保育事 業 (11) 実費徴収に かかる補足給 付事業 (12) 多様な事業 者の参入促 進・能力活用 事業	(1) <u>6</u> <u>分の</u> <u>1以</u> <u>内</u> (2)~(12) <u>3分</u> <u>の1</u> <u>以内</u>	略
4	長崎県 地域子 ども・ 子育て 支援事 業費補 助金	子ども・ 子育て支 援法（平 成24年法 律 第65 号）に 基づき、 子ども・ 子育て支 援の着実 な 推 進 を図る。	次に掲げる事業 に要する経費。 ただし、補助対 象経費の基準 は、知事が別に 定める。 (1) 利用者支援 事業 (2) 一時預かり 事業 (3) 地域子育て 支援拠点事業 (4) 乳児家庭全 戸訪問事業 (5) 養育支援訪 問事業 (6) 子どもを守 る地域ネット ワーク機能強 化事業 (7) 子育て短期 支援事業 (8) 子育て援 助活動支援 事業（ファミ リー・サポー ト・センター 事業） (9) 延長保育事 業 (10) 病児保育事 業 (11) 実費徴収に かかる補足給 付事業 (12) 多様な事業 者の参入促 進・能力活用 事業	3分 の 1以 内	略
	地 域 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 に お いて 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス の 感 染 拡 大 防 止 を 図 る 。	次に掲げる事業 に要する経費。 ただし、補助対 象経費の基準 は、知事が別に 定める。 (1) 利用者支援 事業 (2) 一時預かり 事業 (3) 地域子育て 支援拠点事業 (4) 乳児家庭全 戸訪問事業 (5) 養育支援訪 問事業 (6) 子育て短期 支援事業	10分 の 10	市町	

					(7) <u>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</u> (8) <u>延長保育事業</u> (9) <u>病児保育事業</u>
5 略	5 略				

長崎県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路線名 長崎畝刈線

道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市目覚町53番地先から 西彼杵郡時津町元村郷字継石863番14地先まで	20.0~45.5	6826.4	

長崎県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路線名 佐世保日野松浦線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市世知原町矢櫃33番1地先から 佐世保市世知原町矢櫃33番1地先まで	前	16.2~29.7	15.3	
	後	11.8~19.1	15.3	

長崎県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道
 路線名 382号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市峰町吉田字田ノ内294番7地先から 対馬市峰町吉田字田ノ内294番16地先まで	前	11.8~42.5	86.4	
	後	11.9~50.8	86.4	

長崎県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
 路線名 巖原豆敷美津島線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市巖原町尾浦字家ノ内167番19地先から 対馬市巖原町尾浦字家ノ内167番19地先まで	前	5.4~10.4	86.7	
	後	15.4~26.0	86.7	

長崎県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
 路線名 奥ノ平時津線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市琴海形上町字八町ヶ倉3350番24地先から 長崎市琴海形上町字八町ヶ倉3350番24地先まで	前	11.2~33.1	60.4	
	後	11.2~42.4	60.4	

長崎県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
 路線名 野母崎宿線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市宮摺町988番1地先から 長崎市宮摺町980番1地先まで	前	6.1~17.4	141.3	
	後	21.1~39.0	141.3	

長崎県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	雲仙市小浜町金浜字長戸平629番3地先から 雲仙市小浜町金浜字長戸平628番2地先まで	令和4年2月25日

長崎県告示第112号

長崎県財務規則第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するもの（昭和40年長崎県告示第407号）の一部を次のように改正し、令和4年3月27日から適用する。

令和4年2月25日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するものを、次のとおり定め昭和40年6月1日から施行する。		長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するものを、次のとおり定め昭和40年6月1日から施行する。	
収入金の名称	現金領収証書に代えて交付するもの	収入金の名称	現金領収証書に代えて交付するもの
1~32 略		1~32 略	
33 長崎県立長崎図書館設置条例別表第2に規定する駐車場の使用料	別表第29の領収証		

別表第28の次に次の1表を加える。

別表第29

長崎県立長崎図書館
郷土資料センター来館者駐車場

領 収 証

精算機
車室番号（自動車）
入庫時刻 年 月 日 :
精算時刻 年 月 日 :
駐車料金 円
割引 円
合計 円
現金領収金額 円
現金入金額 円
釣銭 円

備考 用紙の寸法は、横5.7センチメートル、縦7.0センチメートルとする。

公 告

一般競争入札の実施（公告）

長崎県新規採用職員前期研修期間中における宿泊施設借上げについて一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年2月25日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

(1) 長崎県新規採用職員前期研修期間中における宿泊施設借上げ

ア 新規採用職員研修会場

長崎県庁行政棟（長崎市尾上町3番1号）

イ 予想延べ宿泊数 530泊

ウ 宿泊期間 令和4年3月31日から令和4年4月13日まで

エ 借上条件

(ア) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営んでいる宿泊施設であること。

(イ) 旅館業法第3条第1項の規定による旅館・ホテル営業の許可（旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第3条の規定により当該許可を受けて旅館・ホテル営業を営むとみなされる場合を含む。）を有する宿泊施設であること。

(ウ) 上記アの研修会場（長崎県庁行政棟）から徒歩による距離が1.5キロメートル以内に所在する宿泊施設であること。

(エ) 上記ウの期間中、上記イの予想延べ宿泊数の全てについて、シングルルーム（翌日の朝食込み）での宿泊サービスを提供できること。なお、上記イの予想延べ宿泊数については、公告日現在で予想される宿泊数の上限であり、落札日以降において減じることがある（変更が判明した場合は直ちに落札者へ連絡する。）。

(2) 宿泊施設借上げの特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和4年3月31日から令和4年4月14日まで

(4) 履行場所

契約する宿泊施設

(5) 入札の方法

入札書には、1泊当たり（朝食込み）価格相当額（単価）を記載すること。

また、予想延べ宿泊数とした場合の総見積価格（入札単価に予想延べ宿泊数を乗じて得た額の合計額）を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された1泊当たり（朝食込み）価格相当額（単価）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札の参加資格

競争入札の参加者の資格等（令和4年長崎県告示第103号）により、入札参加資格を得ていること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

入札を希望する者は、本県所定の一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、次の提出場所へ持参により提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部人事課

（電話）095-895-2153

4 当該委託契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部人事課

（電話）095-895-2153

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は入札説明書による。

(2) 入札説明書は、この公告の日から4に掲げる場所において交付する。

7 入札の日時及び場所

令和4年3月22日 午前10時 長崎県庁5階 501会議室

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 資格審査結果通知書の提示

入札に参加する者は、入札の執行に先立ち、資格審査結果通知書の写しを入札執行者に提示すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金として、入札書に記載する1泊当たり（朝食込み）価格相当額（単価）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に予想延べ宿泊数を乗じて得た総見積金額の100分の5以上の金額を、現金又は支払地が県内で銀行が振出人である小切手により入札開始前に納付すること。

入札保証金は、落札者とならなかった者には、入札終了後、直ちに返還する。落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後に返還する。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（総見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を

提出する場合

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結時に契約する1泊当たり（朝食込み）価格相当額（単価）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に予想延べ宿泊数を乗じて得た総見積金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（総見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(7)までに該当することにより無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札したとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けないものではない。

(3) その他、詳細は入札説明書による。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年2月25日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
エレナ三和店
長崎県長崎市布巻町字瓜生川987番地1 外
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
有限会社中村商事
長崎県佐世保市大塔町6番地1
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 2,014平方メートル
(変更後) 1,272平方メートル
 - イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 設置なし
(変更後) 建物敷地南西側 7台
 - ② 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 建物内東側 13.50立方メートル
(変更後) 建物内東側 16.46立方メートル
 - ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前10時から午後8時
(変更後) 午前7時から午後10時
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分～午後8時30分
(変更後) 午前6時30分～午後10時30分
- (4) 変更の年月日
平成19年6月27日

2 届出年月日

令和4年2月8日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年2月25日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類及び名称
長崎都市計画地区計画（貝津北地区計画）（諫早市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県県央振興局

有明海自動車航送船組合告示

有明海自動車航送船組合告示第1号

有明海自動車航送船組合議会令和4年第1回定例会を令和4年3月3日午後3時熊本県玉名市に招集する。
令和4年2月25日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)二二一四

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト